

●香川県広域水道企業団告示第8号

令和元年香川県広域水道企業団告示第3号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

表旧高松事務所に係る水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧高松事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）の項から旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務（旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）の項までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|---|---|--|---|---|
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="168 518 862 662">旧まんのう事務所に係る水道の使用に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</td> <td data-bbox="862 518 1086 662">略</td> </tr> </table> | 旧まんのう事務所に係る水道の使用に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。） | 略 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 518 1848 662">旧まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</td> <td data-bbox="1848 518 2072 662">略</td> </tr> </table> | 旧まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。） | 略 |
| 旧まんのう事務所に係る水道の使用に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。） | 略 | | | | |
| 旧まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。） | 略 | | | | |
| <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「旧まんのう事務所」とは、<u>香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定するまんのう事務所をいう。</u></p> | <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>この表において「旧高松事務所」とは、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号。以下「旧条例」という。）別表第3に規定する高松事務所をいう。</u></p> <p>3 <u>この表において「旧観音寺事務所」とは、旧条例別表第3に規定する観音寺事務所をいう。</u></p> <p>4 <u>この表において「旧三豊事務所」とは、旧条例別表第3に規定する三豊事務所をいう。</u></p> <p>5 この表において「旧まんのう事務所」とは、<u>旧条例別表第3に規定するまんのう事務所をいう。</u></p> | | | | |